

議案第 59 号

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 11 月 13 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

社会・経済情勢に鑑み、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を引き下げたいため

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。